

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険資格の得喪の確認に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日にY公共職業安定所に来所し、A県B市所在の会社C（以下「事業所」という。）で被保険者であったとして雇用保険被保険者離職者票－1及び2（以下「離職票」という。）の交付申請書を提出した。

(2) Y公共職業安定所長は、事業所を管轄する安定所長に本件交付申請書を送付し、安定所長から労働保険事務組合を介して事業所に対し、離職票の交付を速やかに行うよう伝えたところ、同月〇日、事業所から安定所長に対し、請求人との間に雇用関係は存在せず、請負関係であったとして、離職票の交付はできない旨の申出があった。

事業所から「雇用保険被保険者に係る取消願」の提出があったことから、同年〇月〇日、安定所長は請求人に係る被保険者資格の得喪の事実がなかった旨の確認を行い、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第7条などにに基づき請求人に対して、離職票の交付が行えない旨の処分を行った。

(3) 請求人は、この処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険被保険者資格の得喪の確認に関する処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、法第7条及び同第9条に、取消手続を規定した条項が存在しないと主張している。しかしながら、「雇用保険離職票交付申請に係る通知書」(以下「本件通知」という。)において取消しという文言が用いられているものの、本件通知はあくまで資格取得の事実がなかったことの確認を行い、離職票の交付が行えない旨を通知したものであり、法第7条及び同第9条による確認に関する処分に含まれるものと判断する。

(2) また、請求人は、行政手続法第13条において、行政庁が不利益処分を行うときは、同条に定める区分に応じて意見陳述の機会を設けるべきことを定めているため、本件通知をする際に意見陳述の手続を取るべきであったと主張している。

しかし、法第9条第2項は、同条の規定による確認について、行政手続法第3章の規定を適用しないことを明確に規定しているため、行政手続法第13条による意見陳述の機会を設けるべきであるとする請求人の主張は採用できない。

(3) さらに、請求人は、本件通知において、本件通知を行った理由が述べられておらず、これは行政手続法上の不利益処分について理由を書面により示すことが規定されている同法第14条第3項に反し、違法であると主張している。

法第9条第2項では、行政手続法第3章を適用除外することとされているが、このうち同法第14条については適用除外の対象から除かれているため、法第9条第2項においても適用されることとなる。このため、法第9条第2項によ

る確認処分が、行政手続法上の不利益処分に当たる場合には、行政手続法第14条の規定により、当該処分理由を明示する必要があると考えられる。また、ここでいう行政手続法上の不利益処分とは、同法第2条第4号の規定によれば、「事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分」は、同法の不利益処分には当たらないものとされている。

(4) したがって、本件についてみると、本件通知によって請求人の被保険者資格は失われるものの、上述のとおり、これはあくまで被保険者の資格得喪の事実がなかったことの確認を行った結果、当然に生じるものであって、行政手続法上の不利益処分には当たらず、行政手続法第14条は適用されないため、請求人の主張は認められない。

(5) なお、請求人と事業所との間の契約関係については、平成〇年〇月〇日付けのD地方裁判所B支部の判決において説示されているとおり、事業所は、鉄筋工事の下請ないし孫請を受注する毎に、外注先の一人である請求人と請負契約を締結していたものであり、請求人と事業所との間で作成された雇用契約書は、実体がなかったにもかかわらず形式的に作成されたものであったと解されるため、これをもって雇用契約が締結されたものと評価することはできず、当審査会としても、請求人と事業所との間で雇用関係があったとは認められない。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険被保険者資格の得喪の確認に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。